

第3 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 生活困窮者自立支援制度の状況について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況【資料P98参照】

ア 全国的な状況

施行2年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国902の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国に約4,500人の支援員が配置され、平成27年度は1年間で約22万6千件、平成28年度は12月までの9ヶ月で約16万5千件の相談があり、
- ・ そのうち27年度においては約5万6千件、28年度は12月までに約4万9千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が実施されてきていると考えている。

イ 自治体規模別の状況

新規相談受付件数（人口10万人・1ヶ月当たり）等について、自治体規模ごとに平成27年度・28年度（4～11月実績）を比較すると、以下のような状況にある。

- ① 新規相談件数（人口10万人・1ヶ月当たり）を全国ベースで見ると、平成27年度（14.7件）、28年度（14.5件）で大差がないが、
 - ・ 政令指定都市は平成27年度から28年度にかけて増加している自治体が多く、その水準も引き続き高い（20指定都市中約7割が増加、18.0件→20.0件）。
 - ・ 都道府県及び中核市も同様に増加している自治体が多い（45都道府県中約6割が増加、11.1件→12.8件。45中核市中約7割が増加、13.0件→14.7件。）。
 - ・ 一方、一般市区町村のうち15万人未満自治体は、増加・減少がほぼ同割合であるものの、減少している自治体は平成27年度実績がかなり高く、28年度に減少しており（17.1件→12.5件）、増加している自治体は平成27年度実績が

低かったが 28 年度には増加している（13.5 件→16.1 件）。

- ・ また、一般市区町村のうち人口 15 万人以上～30 万人未満自治体は、平成 27 年度の実績と比べて、28 年度は増加している自治体と減少している自治体に大きく分かれている。（増加自治体：14.3 件→16.0 件、減少自治体：14.5 件→11.3 件）。
 - ・ さらに、一般市区町村のうち人口 30 万人以上 50 万人未満自治体についても、減少している自治体は平成 27 年度実績がかなり高く、28 年度に減少しており（29.9 件→24.3 件）、増加している自治体は平成 27 年度実績が低かったが 28 年度には増加している（8.6 件→11.2 件）。
- ② また、プラン作成件数、就労支援対象者数については、母数である新規相談件数の増加や、プラン作成の定着等により、どの自治体規模で見ても増加自治体が多い（都道府県の約 7 割、指定都市の約 9 割、中核市の約 7～8 割、一般市区町村の約 6 割）。

生活困窮者自立支援法の施行においては、施行初年度より目安値を設定し、PDCA サイクルに基づく事業実施をお願いしてきたが、各自治体において同規模の自治体の中で自自治体がどのような状況にあるか確認するとともに、支援の振り返りにも活用していただきたい。

ウ 平成 29 年度の見通し

平成 29 年度の事業実施意向調査の結果によれば、任意事業に取り組む自治体は本年度よりも増加する見込みとなっている。しかしながら、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれは、周辺自治体との共同実施や都道府県主導による広域実施等も参考に実施を検討いただきたい。

(参考1) 各年度の任意事業実施自治体数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
就労準備支援事業	253 (28%)	355 (39%)	400 (44%)
一時生活支援事業	176 (19%)	236 (26%)	257 (28%)
家計相談支援事業	205 (23%)	304 (34%)	363 (40%)
子どもの学習支援事業	301 (33%)	423 (47%)	510 (57%)

※ () 内は実施割合。

(参考2) 周辺自治体との共同実施の取組事例

事業名	自治体名	取組内容
就労準備支援事業	兵庫県加西市、加東市、西脇市	近隣3市で就労自立段階の者に対する就労体験を共同で実施。事務局は3市で持ち回りとしており、体験先の開拓や参加者の募集、支援員による体験先事業所への同行等を行っている。体験先事業所は各市に所在しており、遠方で通えない者への送迎も実施。
子どもの学習支援事業	埼玉県越谷市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市	近隣5市が共同して、学習教室や就労体験等の相互利用を実施。相互利用により教室開催日数、場所の確保や利用者への複数の選択肢の提供というメリットが生まれている。
一時生活支援事業	静岡県内10市	県内の10市が一事業者(NPO法人)に委託し、①住居の提供、②利用状況の把握・安否確認、③食事の提供等の支援を共同実施。

(参考3) 都道府県主導による広域実施の取組事例

事業名	自治体名	取組内容
就労準備支援事業	沖縄県、沖縄市、豊見城市、うるま市	県が中心となり、県内3市と共に(公財)沖縄県労働者福祉基金協会に委託して共同で実施。沖縄本島に3つの拠点を設置。県がまとめて委託契約を行い、各自治体はあらかじめ協議のうえで決定した負担額に応じた利用定員の範囲内で事業を利用している。
家計相談支援事業	熊本県	全県的に実施する必要があるという考え方のもと、県内全14市へ提案し、8市と共同実施(※)。県内に2箇所の拠点を設け、各自治体へ週2回程度の出張相談を行っている。 ※ 残りの市についてもそれぞれ家計相談支援事業を実施しており、結果として熊本県では全自治体で実施している。
一時生活支援事業	大阪府	府が中心となり、シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つのブロックに分け、事業を実施。

(2) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成 29 年度予算（案）について 【資料 P100 参照】

平成 29 年度予算（案）については、自立相談支援事業をはじめとする各種事業を着実に実施できるよう、28 年度と同額の 400 億円を計上するとともに、生活困窮者の自立をより一層促進するために、

- ① 子どもの学習支援事業の推進（教育機関との連携強化）
- ② 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- ③ 居住支援の取組強化

といった新たな取組を実施することとしている。

各自治体におかれては、これら新たな事業も含め、各種事業の積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 28 年度は約 5 割の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、事業の連携や充実を図るために、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない、といった課題があり、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 29 年度予算（案）では、従来の事業に加え、教育機関との連携強化も含め、35 億円の予算額を計上している。教育機関との連携強化に関する具体的な取組としては、学校や教育委員会等との定期的な情報共有や、教育機関との関係構築の仕組みを作るための諸経費を対象とする予定である。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援の更なる充実、事業対象者の掘り起こし、親も含めた世帯支援及び事業受託先となり得る教育関係者や団体の開拓などに繋がることが期待されている。今回の教育機関との連携強化を実施する自治体には、国庫補助基準の加算措置を行うこととしているため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい（なお、高校中退防止の取組及び家庭訪問の強化についても、昨年度に引き続き加算の対象としている）。

また、子どもの学習支援事業を実施している自治体では、学習教室や居場所づくり等の支援を通じて、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）を取り込むことで、将来の自立に向けた様々な経験・体験を提供しているケースも見られることから、各自治体におかれては、従来 of 事業の中で積極的に取り組まれるようお願いしたい。

加えて、子どもの学習支援事業は、人口規模の小さな自治体での事業実施率が低く、その背景として事業受託団体や支援人材が不足しているため、その開拓に取り組む必要がある。また、様々な問題を抱える子どもに対する接し方や事業の意義の共有等を目的とした、支援員の質の向上を図るための研修を実施することも効果的である。これらは、人口規模の小さな自治体に共通の課題として、都道府県において広域的に対応することが期待される。事業受託団体や支援人材の開拓、研修の取組については、生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業として実施することが可能であることから、積極的に取り組まれるようお願いしたい。

ウ 居住支援の取組強化について

生活困窮者の自立を図るためには居住を確保することが重要であることから、生活困窮者の居住支援については、

- ・生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）（平成 27 年 3 月 27 日社援地発 0327 第 13 号） ※国土交通省との連名
- ・生活困窮者自立支援制度における各種支援他制度の活用について（平成 28 年 2 月 22 日事務連絡）

において、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会（※）との連携促進をお願いしてきた。

居住の確保に困難を抱える者は、家賃負担が家計を圧迫しがち、身寄りが無い、世帯の経済基盤が弱いといった場合に連帯保証人等が確保できない等の課題を有しており、こうした課題への対応を更に強化していく必要がある。

このため、平成 29 年度予算（案）では、

- ① 相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約を支援

- ② 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件（安価な家賃等）や居住支援サービス（保証人や緊急連絡先がなくても入居可能な物件等）の情報を収集し、不足しているものについては担い手（緊急連絡先不要で安価な家賃を自ら提供する社会福祉法人等）を開拓
- ③ 病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談による継続的な支援

といった、オーダーメイドの居住支援コーディネートに要する経費として、2.5 億円の予算を計上している。

本取組については、生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づく事業のメニューとして位置付けることとしているので、積極的に取り組まれるようお願いする。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条第 1 項に基づく協議会。地方公共団体（住宅部局、福祉部局）、不動産関係団体、居住支援関係団体等が参画するネットワーク組織。47 都道府県、17 区市町に設置（平成 28 年 11 月末時点）。

また、こうした予算面の強化と合わせて、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、厚生労働省及び国土交通省において、関係 6 部局長の意見交換の場として、「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を設置した。

（参考）福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

➤ 関係 6 部局長：

厚生労働省 社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局

国土交通省 住宅局、土地・建設産業局

- 事務局：包括的な支援と考え、生活困窮者自立支援室で実施
- 第 1 回：平成 28 年 12 月 22 日
- 第 2 回：平成 29 年 2 月 27 日

厚生労働省・国土交通省においても、こうした場を通じて情報共有や協議を行い、従前以上に連携を深めていくこととしているので、各自治体においても、

- ・都道府県等に設置されている居住支援協議会と、自立相談支援事業との連携、
- ・市等における居住支援協議会の新規設置の検討、

- ・平成 29 年度予算（案）に計上した居住支援事業の活用による福祉サイドからのアプローチ
 - ・民間賃貸住宅の活用を想定した居住支援協議会の取組だけでなく、公営住宅担当との連携、
 - ・旧雇用促進住宅の積極的な活用（※）
- 等について、さらなる取組をお願いしたい。

（※）旧雇用促進住宅の活用について

雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、売却を着実に推進することとされており、昨年 12 月、西日本に所在する 59,904 戸（2 府 25 県、626 件 1,638 棟）について、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構からフォートレス・インベストメント・グループ L L C の関係会社である全国民間賃貸サービス合同会社へ売却された。全国民間賃貸サービス合同会社の平成 29 年 1 月 31 日付けプレスリリースによると、これらは「Village House(ビレッジハウス)」として運営され、平成 29 年 1 月末時点での空室約 3 万 6 千戸が低価格賃貸住宅として新規に供給されることとなるほか、月額家賃は 20,000 円台～60,000 円台を予定し、高齢者、生活保護受給者、公営住宅からの転居者等の受け入れに積極的に取り組むとされている。ついでには、自立相談支援機関においても、民間の居住資源の一つとして、積極的に活用されたい。

（参考）Village House(ビレッジハウス) <http://www.villagehouse.jp>

追って、物件の詳細について、全国民間賃貸住宅サービス合同会社（又は物件運営を行うレジデンシャル・サービス・ジャパン株式会社、一般財団法人 S K 総合住宅サービス協会）から、各自治体や自立相談支援機関あてに事業案内がある可能性があるため、ご了解願いたい。

エ 生活困窮者等の就労準備支援の充実について 【資料 P 1 0 1 参照】

生活保護受給者や生活困窮者の中には、長期間の失業やひきこもりなど、就労意欲の低下や日常生活のリズムの乱れなどから、直ちに就職することが困難である者がいる。こうした者に対しては、就労意欲の喚起を図るとともに生活リズム

の回復を図るなど、就労に向けた準備段階における就労準備支援事業による支援が必要である。

このうち、特に就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者など従来の支援では一般就労につなげることが困難である者を対象に、就労準備支援担当者による支援に加え、障害者等の支援により蓄積された一般就労への移行支援など専門的な就労支援のノウハウ（※）を活用し効果的に就労準備支援を行う「福祉専門職との連携支援事業」を創設し、平成 29 年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

※ 就労支援のノウハウの具体的な内容

- ① 支援対象者の就労阻害要因の分析、適職の選定、効果的な支援手法の検討など、適切なアセスメント
- ② 心身の健康状態の把握や信頼関係の構築など支援対象者が継続的に就労支援を受けられるようにフォローアップ
を福祉の専門知識を持つ者が実施

なお、本事業を実施する場合は、就労準備支援事業の基本基準額に 5,000 千円（就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般分）の両方で本事業を実施する場合は、それぞれ 5,000 千円）を加算した額を適用基準額とする。また、事業の詳細については、別途通知する。

オ 国庫負担・補助の基準について 【資料 P103 参照】

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 29 年度については、子どもの学習支援事業における教育機関との連携強化に係る取組を実施する場合の加算額を新たに設定しているが、それ以外について、28 年度に設定している基準額から変更は行わない。

また、各事業の国庫負担・補助においては、基準額に一定の経過措置を設けてきた。これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平

成 29 年度は一定程度縮減しつつ、継続することとする。 具体的には、自立相談支援事業については、29 年度ではモデル事業実施に係る経過措置の部分を 1.3 倍から 1.1 倍に変更することを予定している。

一方で、

- ① 所要額が適用基準額を上回る自治体
- ② モデル事業実施に係る経過措置の引き下げに伴い、所要額が引き下げ後の適用基準額を上回る可能性のある自治体
- ③ 人口減により基準額の区分が変更となり、所要額が適用基準額を上回る自治体

のいずれかに該当し、28 年度末時点での支援実績について以下の要件をいずれも満たした場合は、個別協議に応じるものとする。 詳細については、別途お示ししている「平成 29 年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針（案）について（平成 29 年 2 月 8 日付事務連絡）」（以下「交付方針案」という）を参照いただきたい。

（参考）自立相談支援事業に係る個別協議の要件について

- ① 新規相談受付件数が目安値（※）を超えていること
※人口 10 万人当たり 22 件
- ② プラン作成件数が全国平均（※）を超えていること
※人口 10 万人当たり 4.3 件（平成 28 年 11 月時点の平均値）

また、子どもの学習支援事業に係る経過措置については、28 年度に経過措置を受けていた自治体について、①28 年度の経過措置適用後の基準額の 0.9 倍が②29 年度の基準額よりも高い場合は①を適用することとするが、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）にもあるとおり、子どもの貧困対策関連で施策の充実が図られている状況もあることから、29 年度については、「子どもの学習支援事業を利用する子どもの世帯支援（自立相談支援機関につないで親への支援を行う）」についての取組と実績報告を行うことを条件に、①の基準額に乗じる率を 1.0 倍に読み替えて適用することを予定している。詳細は交付方針案を参照いただきたい。

任意事業に取り組む自治体は本年度よりもさらに増加する見込みとなっているが、平成 29 年度予算案に必要な予算を計上しているため、各自治体におかれては、引き続き積極的な事業実施をお願いしたい。

(3) 就労支援に関する各事業の取組について【資料 P104 参照】

今年度新規に実施した就労支援に関する各事業の実施状況について取りまとめたので、引き続き本事業の積極的な活用をお願いするとともに、未実施の自治体におかれては、来年度以降の実施に当たっての参考としていただきたい。

ア 就労訓練推進事業（就労訓練アドバイザー・就労訓練事業所育成員）

就労訓練アドバイザーは 2 自治体（東京都・鳥取県）、就労訓練事業所育成員は 7 自治体（長野市・相模原市・名古屋市・神戸市・鳥取県・高知県・大分市）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

【就労訓練アドバイザー】

- ・ 認定申請手続の支援（東京都）
- ・ 認定就労訓練事業所の見学会を、就労支援員を対象に開催（東京都）
- ・ 開拓事業所の活用のための情報共有・情報発信（鳥取県）

【就労訓練事業所育成員】

- ・ 事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップを実施（名古屋市）
- ・ 求人や業務内容から認定就労訓練事業に適していると思われる事業所を個別訪問（長野市）

イ 就農訓練事業

5 自治体（神奈川県・相模原市・京都府・福知山市・京丹後市）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

- ・ 他都市・地方間連携による農業体験等を通じた利用者の交流（京丹後市）
- ・ 市農林商工部から紹介を受けた地域の荒廃農地を田畑として使用（福知山市）

(4) 平成 29 年度における人材養成について【資料 P107 参照】

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向

けの養成研修も加えて実施しているところであり、今後も当分の間、国による一貫性のある人材養成を行うこととしている。

平成 29 年度においても、28 年度同様に研修を実施する予定であるが、今後、研修の実施主体を都道府県に移行していくことを見据え、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした、担当者研修の充実を図る予定としている。

担当者研修については、今年 5 月と来年 2 月頃の合計 2 回の開催を予定しており、5 月の研修においては、現在作成中である都道府県研修の講義・演習教材の考え方や利用方法について示す予定としている。また、2 月頃の研修においては、都道府県研修の実施状況に基づく情報共有や振り返りを含めた内容を予定している。

昨年実施した「都道府県研修の取組状況に関するアンケート」の調査結果によると、開催実績のある都道府県数は、昨年度の 37 都道府県から 45 都道府県へと大幅に増加しており、着実に取組が進んでいる。しかしながら、研修の内容や研修回数、時間数に関しては、都道府県ごとに差が大きい状況である。

各都道府県におかれては、2 回の担当者研修への積極的な受講をお願いするとともに、追ってお示しする都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行い、充実した人材養成の仕組みを検討していただきたい。

なお、平成 29 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- ・ 自立相談支援事業従事者養成研修 : 主任相談支援員 240 名程度
: 相談支援員 480 人程度 (年 2 回開催予定)
: 就労支援員 240 人程度
- ・ 就労準備支援事業従事者養成研修 : 120 人程度
- ・ 家計相談支援事業従事者養成研修 : 120 人程度 (年 2 回開催予定)
- ・ 担当者研修 : 140 人程度

また、自立相談支援事業従事者養成研修の受講者の選定について、28 年度に引き続き、29 年度も、研修修了者が出ていない自治体について相談支援員養成研修の受講枠

を割り当て、優先的に受講できるように配慮する予定である。受講者の選定基準については追って通知するが、各都道府県におかれては、この点にご理解いただいたうえで、選定いただくようお願いする。

(5) 生活困窮者自立支援統計システムについて

ア 概要

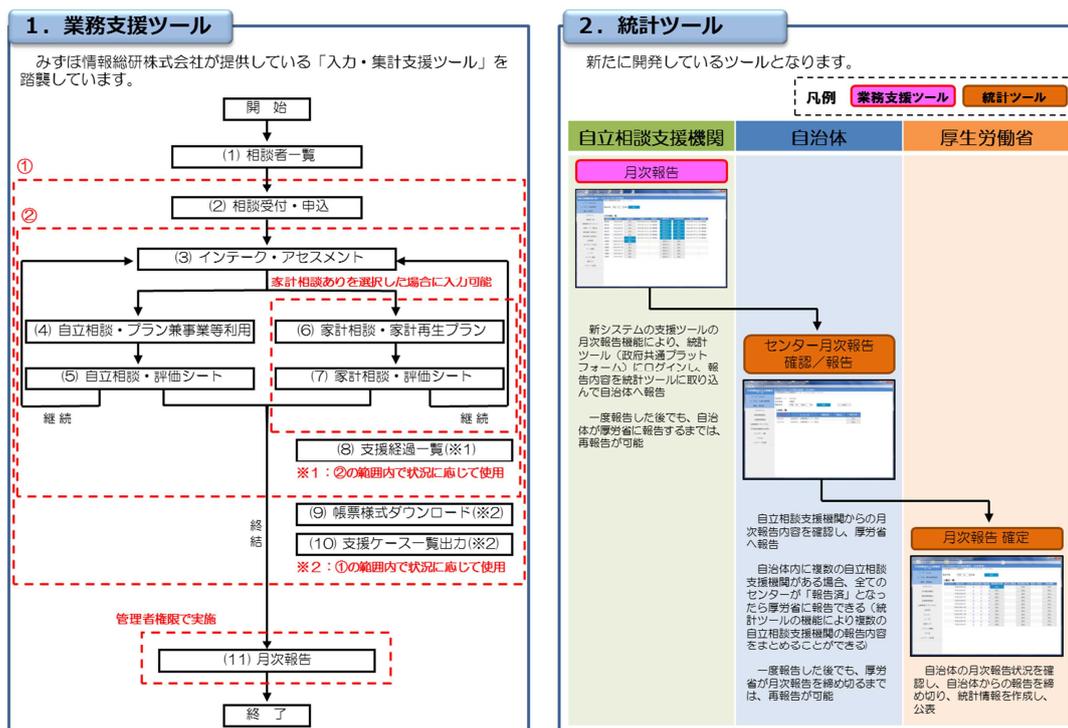
自立相談支援事業では、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者の置かれている状況等を適切に評価・分析した上でプランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行うこととしている。

今後も、多くの相談者が見込まれるが、業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・ 全国統一のアセスメント、プラン等の様式（帳票類）の活用（業務支援ツール）
- ・ 当該入力情報の統計処理（統計ツール）

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」（以下「新システム」）を、政府共通プラットフォームを活用して構築した。

(参考1) 新システムにおける処理フローについて



イ 新システムの導入の目的

各自立相談支援機関においては、みずほ情報総研株式会社が提供している「入力・集計支援ツール」を使用されているところも多いが、独自にシステム等による管理をされているところもあると承知している。すべての自立相談支援機関において新システムを確実に導入していただくことにより、統計システムの目的である、業務の効率化、制度の実施状況の迅速な把握が可能となる。逆に、未導入の自治体があれば、カに示すような支援状況調査の項目の縮減等ができないこととなるため、その導入に遺漏なきよう、特に都道府県においては管内自治体の状況確認も含め、対応をよろしく願いたい。

ウ 本格運用開始までのスケジュール（～今年3月）

新システムについては、平成26年度に調査・基本設計を、平成27年11月から平成28年12月に詳細設計・開発・テストを行い、その間、各種会議や事務連絡等により状況をお知らせするとともに、確認をお願いしたい事項等についてその都度周知してきた。こうした経過ののち、平成29年1月に新システムのインストール用DVDを、都道府県を經由して自立相談支援機関に配布した。

今年4月の新システム本格運用開始までのスケジュールについては、

- ・ 平成29年1月から3月末までは新システムの試行運用（業務支援ツールのインストール及び動作確認、現行システムからのデータ移行、統計ツールへの接続、センターから自治体、そして国への月次報告の試行等）を行うとともに、現行システムによる相談受付や支援経過等のデータ入力を行う。
（平成29年1～3月は現行システムと新システムの並行稼働期間）
- ・ 平成29年3月31日業務終了後に、現行システムの3月末までのデータのバックアップをとり、4月1日の業務開始までに、新システムへバックアップデータのデータ移行を行い、新システムへの切り替えを行う。

としている。新システム全国一斉本格運用がスムーズに行われるよう、各自治体及び自立相談支援機関においては、試行運用期間中に新システムの導入環境の整備、インストール及び一連の動作確認の実施をお願いしたい。なお、一部の機関において新システム導入に関する技術的な面での不具合が発生しているが、不具合解消に向けて取り組んでいるところである。

エ 本格運用開始後にお願いする作業内容（今年4月～）

新システムでは、相談者情報が入力されていれば月次報告のボタンを押すのみで報告が完了となる。新システムの本格運用開始後は、以下の作業をお願いする。

① 月次報告（福祉事務所設置自治体：毎月）

自治体におかれては、4月分以降、月次報告（支援状況報告）を翌月20日までに新システムから行っていただきたい。今後は、この情報をもとに統計情報を作成し、公表することを予定している。

② 月次報告状況の確認（都道府県：毎月）

都道府県におかれては、新システムにて管内自治体の月次報告の報告状況が確認できるので、毎月の報告状況を翌月20日までに確認していただき、報告期限までに報告できていない自治体に対して、国への報告の督促をお願いしたい（指定都市及び中核市を除く）。

オ 本格運用開始後の留意点

① 月次報告の項目については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に定めるKPIの進捗管理のため必要な項目も含まれており、都道府県別や全国の集計結果を得るためには、全ての機関において新システムを活用し、月次報告を確実に実施していただく必要があることをご承知願いたい。

② 新システム運用開始後は、相談者情報を新システムに入力してもらうことで、これまでのように独自のシステム等で管理・集計したうえで、個別に新規相談受付件数等をカウントして報告していただく必要がなくなり、カに示すように支援状況調査項目のさらなる縮減等が可能となる。

月次報告を新システムから行っていただくこととなるため、本人が来所し生活困窮に関する相談を受ける場合だけでなく、匿名で生活困窮に関する電話相談を受けた場合や、相談受付・申込票への記入を拒んだ場合、自立相談支援の利用申込に対する本人同意がとれない場合等についても、新システムの相談受付・申込票に漏れなく入力するようお願いする。入力が徹底されないと、新システムによって新規相談件数を正確に把握することが困難となり、カに示すような支援状況調査項目のさらなる縮減等ができなくなるため、特に留意された

い。なお、相談受付・申込票への入力への判断にあたっては、下記参考2を参照されたい。

(参考2) 新システムにおける「相談受付・申込票」入力への判断例

例 1	匿名で、生活困窮に関する電話相談があったが、匿名のまま話をするとどまり、本人が特定できず。「また電話する」といって切れる。	▶	「仮受付（本人未特定等）」の状態としてシステム登録し、必要な情報を入力する。 ※その後再度連絡があるなどで本人特定ができた場合は、「受付（本人特定）」に登録情報を変更入力する。
例 2	アウトリーチして支援を勧奨中。本人特定はできているが、自立相談支援機関の利用申込に対する本人同意がとれない中で定期的に支援を行っている。	▶	「受付（本人特定）」の状態としてシステム登録し、必要な情報を入力する。 ※関係性を持ち続けて自立相談支援機関として支援を実施しつつ、本人同意も得られるよう努める。
例 3	本人が相談のため自立相談支援機関に来所。本人特定はできているが、相談受付・申込票への記入を拒んでいる。	▶	「受付（本人特定）」の状態としてシステム登録し、必要な情報を入力する。 ※関係性を持ち続けて自立相談支援機関として支援を実施しつつ、本人同意も得られるよう努める。

(出典：「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 帳票類記入要領（みずほ情報総研株式会社）」より一部引用)

カ 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査との関係

新システム本格運用開始後は、新システムから月次報告を行っていただくこととなるが、新システムの安定稼働や月次報告の数値確認等のため、当分の間、現行の支援状況調査も並行して実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

29年度からの調査項目については、新システムの導入に伴い、下記参考3のとおり一部の調査項目を削除するが、今後さらに、全ての自治体で新システムを導入したうえで、オの②に示すような電話相談等の場合でも新システムに入力していただき、新システムから報告されることが確認出来れば、さらなる項目の縮減等、現場負担の軽減を図ることができるので、ご協力をお願いしたい（その時期等については、新システム稼働当初の状況を踏まえ、追って示す予定）。

(参考3) 29年度の支援状況調査の調査項目について

28年度		29年度(案)	
新規相談受付件数(総数)		新規相談受付件数(総数)	
プラン作成件数(総数)		プラン作成件数(総数)	
就労支援対象者数 (プラン期間中の一般就労を目標にしている)		就労支援対象者数 (プラン期間中の一般就労を目標にしている)	
法に 基 づく 事 業 等	住居確保給付金	法に 基 づく 事 業 等	住居確保給付金
	一時生活支援事業		一時生活支援事業
	家計相談支援事業		家計相談支援事業
	就労準備支援事業		就労準備支援事業
	認定就労訓練事業		認定就労訓練事業
	自立相談支援事業による就労支援		自立相談支援事業による就労支援
そ の 他	生活福祉資金等による貸付	そ の 他	生活福祉資金等による貸付
	生活保護受給者等就労自立促進事業		生活保護受給者等就労自立促進事業
就労者数(一般就労総数)		就労者数(一般就労総数)	
うち就労支援対象プラン作成者分		うち就労支援対象プラン作成者分	
支 援 メ ニ ュー の 利 用 状 況	住居確保給付金	支 援 メ ニ ュー の 利 用 状 況	削除
	一時生活支援事業		
	家計相談支援事業		
	就労準備支援事業		
	認定就労訓練事業		
	自立相談支援事業による就労支援		
	生活保護受給者等就労自立促進事業		
その他			
増収者数(総数)		増収者数(総数)	
うち就労支援対象プラン作成者分		うち就労支援対象プラン作成者分	

(6) 平成29年度に向けた取組のポイント等について【資料P109参照】

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。来年度で施行3年目を迎えるが、引き続き、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を5つの支援のかたち(包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援)を通じて実現していけるよう取組をお願いする。